

## ○岡山ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者と、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等で育児の援助を受けたい者からなる会員組織として、岡山ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を設立し、会員相互による援助活動を行うことにより、仕事と育児を両立できる環境を整備するとともに、岡山ファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 事業を実施するため、センターを置く。

- 2 センターは、育児の援助を行いたい者(以下「提供会員」という。)、育児の援助を受けたい者(以下「依頼会員」という。)及びアドバイザーで組織する。
- 3 センターには、センターの円滑な運営を図るため、アドバイザーを置く。
- 4 前項のアドバイザーのほか、必要に応じて提供会員の中からサブリーダーを置くことができる。

### (事業の内容)

第3条 センターは、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整・把握等(事業において事故が発生した場合に、円滑な解決に向け、会員間の連絡等を行うことを含む。)
- (3) 会員に対して相互援助に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) アドバイザーとサブリーダーが定期的に情報交換を行う連絡調整会議の開催及び関係機関との連絡調整を行う連絡調整業務
- (6) 定期的な広報誌を発行する等広報業務

### (会員)

第4条 会員は、センターの趣旨を理解し、市内に居住している提供会員又は依頼会員であって市長が承認した者とする。

- 2 会員は、育児の相互援助活動を行う。

- 3 会員は、相互援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターへ連絡しなければならない。ただし、その解決については当該相互援助活動の当事者である会員相互間においてするものとする。
- 4 会員は、相互援助活動により知り得た他の会員のプライバシーを侵害し、秘密を他人に漏らしてはならない。退会後も同様とする。
- 5 会員は、援助活動を通じて物品の販売若しくはあっせん、及び宗教活動、政治活動等を行ってはならない。

(アドバイザー)

第5条 アドバイザーは、次に掲げる業務を行う。

- (1) センターの事業内容の周知及び啓発に関すること
  - (2) 会員の募集及び登録に関すること
  - (3) 会員の統括に関すること
  - (4) サブリーダーの選定に関すること
  - (5) サブリーダーの育成指導に関すること
  - (6) 会員の相互援助活動の連絡調整に関すること
  - (7) 会員に対する講習会の実施及び会員の交流会の開催に係る事務に関すること
  - (8) 他のファミリー・サポート・センターとの連絡調整に関すること
  - (9) 会員間のトラブルへの助言に関すること
  - (10) センターの経理事務等の業務運営に関すること
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、事業を円滑に運営するために必要なこと
- 2 アドバイザーは、複数の会員グループを作り、その世話役としてサブリーダーを選定することにより、相互援助の調整を行うことができる。

(援助対象児)

第6条 援助の対象児（以下「対象児」という。）は、依頼会員の子どもとし、おおむね生後3か月から小学生までとする。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会の申込書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 会員は入会に際して、センターの実施する相互援助活動に関する講習を受講しなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしたときは、会員として登録し岡山ファミリー・サポート・センター会員証（様式第2号。以下「会員証」という。）を交付する。

（保険）

第8条 会員は、活動中の損害の賠償等に備えるため、補償保険に一括して加入するものとする。ただし、保険料は、岡山市が負担する。

（退会）

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨をセンターに申し出なければならない。

2 会員は退会に際して、第8条の規定により交付された会員証を返還するものとする。

（相互援助活動の内容）

第10条 提供会員は相互援助活動として育児の支援を必要とする対象児に対して、次に掲げる内容の育児支援を行うものとする。

(1) 保育所・幼稚園等（以下「保育施設等」という。）への送迎を行うこと

(2) 保育施設等の保育開始前又は終了後に対象児を預かること

(3) 放課後児童クラブ終了後に対象児を預かること

(4) 学校の放課後に対象児を預かること

(5) 通院、買い物、冠婚葬祭等外出の際に対象児を預かること

(6) その他会員の育児のために必要な預かりと送迎

2 対象児を預かる場所は、原則として提供会員の自宅において行うものとする。ただし、提供会員と依頼会員との間で合意がある場合は、この限りではない。

3 援助活動は、対象児の宿泊は行わないこととする。

（相互援助活動の実施方法）

第11条 援助を依頼する依頼会員は、アドバイザー又はサブリーダーに対して、援助依頼の申込みをするものとする。

2 依頼会員から援助の申込みを受けたアドバイザー又はサブリーダーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められる提供会員を会員の中から調整する。

3 依頼会員は、前項の規定による依頼内容以外の援助を求めてはならない。

4 提供会員は、援助実施後活動の記録を援助活動報告書（様式第5号）に記入し、依頼会員の確認を受けなければならない。

5 提供会員は、前項の援助活動報告書を相互援助活動を実施した日が属する月の翌月5日までにセンターに提出しなければならない。

(費用負担)

第12条 依頼会員は、提供会員に対し、1回の相互援助活動が終了するごとに、別表に定める基準に従って利用料金を支払うものとする。

(利用料金の減額)

第13条 提供会員は、前条の規定にかかわらず、依頼会員のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、第3項の減額の認定を受けた者に係る利用料金について、半額を減額するものとする。円未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。

- (1) ひとり親で児童扶養手当を受給している者
- (2) 住民税非課税世帯に属している者
- (3) 生活保護受給世帯に属している者
- (4) 育児と親等の介護を同時に行っている者
- (5) 障害児を養育している者
- (6) 小学生までの多胎児を養育している者

2 前項の規定による減額は、1か月あたり12回の利用を限度とする。

3 第1項に規定する減額対象は、別表に定める基本時間及び基本時間外の利用料金とし、キャンセル料、おやつ代、交通費等の実費は含まない。

4 第1項の規定による減額を受けようとする依頼会員（以下「申請者」という。）は、相互援助活動が実施される前に、市長に岡山ファミリー・サポート・センター事業ひとり親家庭等支援に係る減額申請書（様式第3号）及び証拠書類を提出するものとする。

5 市長は、前項の規定による申請により減額の認定をしたときは、申請者に岡山ファミリー・サポート・センター事業ひとり親家庭等支援に係る減額承認書（様式第4号。以下「減額承認書」という。）を交付する。

6 減額承認書の交付を受けた申請者は、承認を受けた内容に異動が生じたときは、速やかにその旨をセンターへ届け出ることとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年6月1日から施行し、改正後の第13条の規定は、令和7年10月1日以後の援助活動から適用する。

別表(第12条関係)

岡山ファミリー・サポート・センター利用料金に関する基準

基本時間	(月～金曜日)7：00～19：00	1時間あたり 700円
基本時間外	(月～金曜日)7：00以前, 19：00以降	1時間あたり 900円
	土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)	

備考

- 1 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなす。
- 2 1時間内に基本時間及び基本時間外の両方の活動時間を含む場合（時間延長の場合を含む）、基本時間外料金を適用する。
- 3 時間を延長したときは、30分以下は利用料金の半額とし、30分を超え1時間までは1時間当たりの利用料金とする。
- 4 複数の子どもを預ける場合は、二人目から半額とする。
- 5 取消の場合、当日取消は上記基準により算定された利用料金の半額、無断取消は全額を依頼会員が支払う。前日までの取消は無料とする。
- 6 交通費、食事（ミルク）・おやつ代、おむつ代等については、依頼会員が実費を支払う。

また、依頼会員が特定のものを希望する場合は、依頼会員自身で用意する。